

26川健障計849号
平成26年10月10日

指定同行援護事業者 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害計画課長

指定同行援護事業所における同行援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件について（通知）

日ごろより本市の障害福祉施策に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、指定同行援護事業所における同行援護従業者の資格要件については、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）により平成26年9月30日までの間、経過措置が設けられていたところですが、この度、「厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第389号）が10月1日に別紙1のとおり公布・施行され、この経過措置が平成30年3月31日まで延長されることとなりました。

また、サービス提供責任者の資格要件についても「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が同日付けで別紙2のとおり改正され、同様に経過措置が延長されることとなりましたので通知します。

なお、これらに併せ、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成26年10月1日付け障発1001第1号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が別紙3のとおり発出され、経過措置の延長については、今回限りとすること、経過措置期間中、経過措置対象者の状況について、毎年調査が行われる予定であること等、経過措置対象者の解消に向けて速やかに取り組むよう通知されました。

つきましては、指定同行援護事業所におかれましては、経過措置対象者に対し同行援護従業者養成研修の受講を勧奨する等により、経過措置満了日を待つことなく、できる限り速やかに経過措置対象者の解消に努めてくださいますようお願いいたします。

改正後の資格要件等の概要は別紙4「指定同行援護に係る同行援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件」のとおりです。

今回、神奈川県障害サービス課より、別紙5「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」についても改正がありましたので、通知します。

障害計画課指定・指導担当
担当 山口・和田
電話 044-200-2927

障 発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙 2 のとおり改正する。

(別紙1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表

(変更点は下線部)

改正後	現行
障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日	障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日
一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	最終改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日
最終改正 障 発 1001 第 1 号	

1

改正後	現行
平成 26 年 10 月 1 日	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年9月29日に公布され、10月1日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年9月29日に公布され、10月1日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。
なお、平成18年4月3日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年4月3日付け障発第0403004号当職通知「指	なお、平成18年4月3日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年4月3日付け障発第0403004号当職通知「指

2

改正後	現行
<p>定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。</p> <p>記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合</p> <p>ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第 20 号から第 22 号に掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修</p>	<p>定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。</p> <p>記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合</p> <p>ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第 20 号から第 22 号に掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修</p>

3

改正後	現行
<p>課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 基礎研修課程修了者等 →「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」（ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限る。）</p> <p>オ (略)</p> <p>(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合</p> <p>ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」（ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限る。）</p> <p>オ (略)</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 基礎研修課程修了者等 →「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」（ただし、平成 26 年 9 月 30 日までの間に限る。）</p> <p>オ (略)</p> <p>(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合</p> <p>ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、平成 26 年 9 月 30 日までの間においては、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」（ただし、平成 26 年 9 月 30 日までの間に限る。）</p> <p>オ (略)</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>

4

改正後	現行
第三 (略)	第三 (略)

(別紙2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表

(変更点は下線部)

改正後	現行
障発第1206001号 平成18年12月6日	障発第1206001号 平成18年12月6日
一部改正 障発第0402002号 平成19年4月2日	一部改正 障発第0402002号 平成19年4月2日
一部改正 障発第0331019号 平成20年3月31日	一部改正 障発第0331019号 平成20年3月31日
一部改正 障発第0331032号 平成21年3月31日	一部改正 障発第0331032号 平成21年3月31日
一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正 障発0601第4号 平成22年6月1日	一部改正 障発0601第4号 平成22年6月1日
一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正 障発0930第1号	一部改正 障発0930第1号

1

改正後	現行
平成25年9月30日 一部改正 障発0331第51号 平成26年3月31日 <u>最終改正 障発1001第1号</u> <u>平成26年10月1日</u>	平成25年9月30日 最終改正 障発0331第51号 平成26年3月31日
各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成18年9月29日厚生労働省令	障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成18年9月29日厚生労働省令

2

改正後	現行
<p>第171号をもって公布され、本年10月1日（指定共同生活介護事業所（平成26年4月1日からは指定共同生活援助事業所。））における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成19年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、平成18年4月3日付け障発第0403009号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成18年9月30日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 基準の性格 （略）</p> <p>第二 総論 （略）</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定め</p>	<p>第171号をもって公布され、本年10月1日（指定共同生活介護事業所（平成26年4月1日からは指定共同生活援助事業所。））における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成19年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、平成18年4月3日付け障発第0403009号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成18年9月30日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 基準の性格 （略）</p> <p>第二 総論 （略）</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定め</p>

3

改正後	現行
<p>る厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>③ 暫定的な取扱いに係る留意点</p> <p>(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に3年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成30年3月31日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(2)の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第四～第一七 （略）</p>	<p>る厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>③ 暫定的な取扱いに係る留意点</p> <p>(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に3年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成26年9月30日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(2)の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第四～第一七 （略）</p>

4

(別紙3)

障 障 発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」(平成 18 年厚生労働省告示第 548 号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日障 障 発 1031001 号) 及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障 障 発 1206001 号) の一部を改正し、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたところです。

つきましては、経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおり。

従業者	<ul style="list-style-type: none">居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u>障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u>
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none">介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了を要しない経過措置</u>平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u>

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。

2 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)について

同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としている。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、研修機会の確保に努めていただきたい。

3 平成26年10月1日以降の同行援護事業所の従業者について

本来、経過措置は暫定的な取扱いであることから、都道府県等におかれては、今回延長した経過措置期間満了日までの間に、経過措置対象従業者等の解消に努めるとともに、平成26年10月1日以降の新規の指定同行援護事業所においては、本来の要件を満たした従業者等の配置に努めていただくよう併せてお願いする。

<同行援護事業所における人員基準>

従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤換算 2.5 人以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

4 その他

経過措置期間中（平成26年10月1日から平成30年3月31日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定である。

なお、一定期間を経過しても、経過措置対象者が減少しない場合、各都道府県に対し、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定の上、国に進捗状況を定期的に報告していただく予定であるので、ご了解願いたい。

(別紙4)

指定同行援護に係る同行援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件

が、同行援護従業者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成30年4月1日以降、同行援護従業者とは認められなくなります。

は、サービス提供責任者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成30年4月1日以降、指定同行援護に係るサービス提供責任者になることはできません。

区分	資格
同行援護従業者	① 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	② 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。※)
	③ 介護福祉士、実務者研修・居宅介護職員初任者研修(介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1・2級課程を含む。)修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者等
	④ 上記③の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。同行援護等)に1年(180日)以上従事した経験を有する者
	⑤ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程(居宅介護従業者養成研修3級課程を含む。)修了者等
	⑥ 上記⑤の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。同行援護等)に1年(180日)以上従事した経験を有する者
サービス提供責任者	① 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	② 介護福祉士、実務者研修・介護職員基礎研修・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者等又は居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修2級課程を含む。)修了者等(3年以上介護等の業務に従事した者)
	③ 上記②の者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。※)
	④ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者

※ 同行援護従業者養成研修の一般課程及び応用課程に相当すると神奈川県知事が認める研修は、「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」を参照してください。

(別紙5)

障 サ 第 240 号
平成 26 年 10 月 1 日

各指定都市・中核市 障害福祉主管課長 様

神奈川県保健福祉局
福祉部障害サービス課長
(公 印 省 略)

「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」の一部見直しについて (通知)

日ごろより障害保健福祉施策の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定同行援護事業所における同行援護従業者の資格要件については、「厚生労働大臣が定める者」(平成 18 年厚生労働省告示第 548 号)により、サービス提供責任者の資格要件については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により平成 26 年 9 月 30 日までの間、経過措置が設けられていたところですが、平成 26 年 10 月 1 日付けで同告示及び同通知が改正され、これらの経過措置が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

この度、県では、別紙「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」の「1 一般課程相当」のうち、ア～オ(平成 18 年 9 月までに開講された視覚障害者外出介護従業者養成研修等及び平成 23 年 9 月までに開講された神奈川県ガイドヘルパー養成研修)については、これまで同行援護従業者養成研修一般課程に相当する研修として認めてきたところですが、制度開始から 3 年が経過し、同行援護従業者の資質の向上が急がれていることから、今回の経過措置延長に併せ、これらの研修を同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると神奈川県知事が認める研修と認める期間を平成 27 年 3 月 31 日までといたしました。

これに伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、これらの研修修了者については、同行援護従業者養成研修応用課程の受講要件等が次のとおり変更となります。

なお、現在、これらの方々の同行援護従業者養成研修一般課程の受講を容易にするため、平成 30 年 3 月 31 日までの間の受講に当たって、一部の科目の免除が受けられるよう検討しております。詳細が決まり次第お知らせいたします。

つきましては、貴所管の指定同行援護事業所にご周知いただくとともに、同行援護従業者養成研修一般課程の受講促進にご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 平成 27 年 4 月 1 日以降「同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると神奈川県知事が認める研修」から除外する研修
 - ア ガイドヘルパー養成研修(平成 6 年度～平成 8 年度、神奈川県実施)
 - イ ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程(平成 9 年 5 月～平成 15 年 3 月、都道府県、指定都市、指定事業者実施)
 - ウ 視覚障害者移動介護従業者養成研修(平成 15 年 4 月～平成 18 年 3 月、都道府県・指定都市・中核市・指定事業者実施)
 - エ 視覚障害者外出介護従業者養成研修(平成 18 年 4 月～平成 18 年 9 月、都道府県・指定

都市・中核市・指定事業者実施)

オ 神奈川県視覚障害者ガイドヘルパー養成研修（平成 18 年 12 月～平成 23 年 9 月、指定事業者実施）

2 上記 1 に掲げる研修修了者について、平成 27 年 4 月 1 日以降変更となる事項

(1) サービス提供責任者となるために同行援護従業者養成研修応用課程を受講する場合

ア 平成 27 年 3 月 31 日までは、現在の研修修了要件で同行援護従業者養成研修応用課程を受講いただけます。（これらの研修要件で同日までに応用課程を修了した者は、引き続き一般課程を修了したものとみなします。）

イ 平成 27 年 4 月 1 日以降、同行援護従業者養成研修応用課程を受講するためには、一般課程を受講していただくことが必要となります。

(2) 同行援護従業者として従事する場合

ア 平成 30 年 3 月 31 日まではこれまでどおり同行援護従業者として従事していただくことができます。また、平成 30 年 3 月 31 日までに 1 年以上の実務経験（延べ 180 日以上の実務提供実績）がある場合には、その後も引き続き従事することができます。

イ 平成 30 年 3 月 31 日までに 1 年以上の実務経験（延べ 180 日以上の実務提供実績）がない場合で、同年 4 月 1 日以降も同行援護従業者として従事する場合には、一般課程を受講していただくことが必要となります。

問い合わせ先
事業支援グループ 岡崎
電話 045-210-4717

別紙

同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修

(平成26年10月1日改定)

1 一般課程相当

研修名	実施主体	開講期間
ア ガイドヘルパー養成研修	神奈川県	平成6年度～ 平成8年度
イ ガイドヘルパー養成研修 重度視覚障害者研修課程	都道府県 指定都市 指定事業者	平成9年5月～ 平成15年3月まで
ウ 視覚障害者移動介護従業者養成研修	都道府県 指定都市・中核市 指定事業者	平成15年4月～ 平成18年3月まで
エ 視覚障害者外出介護従業者養成研修	都道府県 指定都市・中核市 指定事業者	平成18年4月～ 平成18年9月まで
オ 神奈川県視覚障害者ガイドヘルパー養成研修	指定事業者	平成18年12月～ 平成23年9月まで (※)
カ 盲ろう通訳・介助員養成講習	神奈川県	平成18年度～ 平成23年度まで

※ 平成23年9月30日において受講中であつたものも認められます。

注意：表中ア～オについては、知事が一般課程相当の研修と認める期間は平成27年3月31日までとします。平成27年4月1日以降、応用課程を受講するためには、一般課程を受講することが必要となります。

なお、カについては、平成27年4月1日以降も引き続き一般課程相当と認める研修とします。

2 一般課程及び応用課程相当

社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（平成23年度まで）

3 その他

他の都道府県において、「同行援護従業者養成研修に相当すると知事が認める研修」とされる研修については、「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」とします。

★ 留意点

- ・ 全身性障害者移動介護従業者養成研修
 - ・ ガイドヘルパー養成研修重度脳性まひ等全身性障害者研修課程
 - ・ 市町村等が独自に実施した、移動支援関係の研修等
- については、相当する研修とはなりませんので注意してください。